特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを 取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えい、 その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置をもって 個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを、ここに宣言 する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日田市長

公表日

令和7年11月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	の名称 公営住宅の管理に関する事務			
②事務の概要	日田市は、公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、健康で文化的な生活を営むに足りる公営住宅を整備し、低廉な家賃等で供給している。 ① 入居並びに家賃の決定に関し、収入申告の受理と申告に基づく審査及び収入の確認に関する事務 ② 家賃及び敷金等の減免並びに徴収猶予に関し、申請受理と申請に基づく審査及び事実確認に関する事務 ③ 敷金の徴収に関する事務 ④ 同居申請の承認に関し、申請受理と申請に基づく審査及び事実確認に関する事務 ⑤ 大居者(名義人)の死亡又は退去に基づく入承継に関する事務 ⑦ 収入超過者及び高額所得者に関する事務 ⑧ 入居者の収入の報告の請求に関する事務			
③システムの名称	1.公住マネージャー 2.総合収納管理システム(Acrocity住民情報) 3.団体内統合利用番号連携サーバ 4.中間サーバ			

2. 特定個人情報ファイル名

①申請・認定ファイル ②収納・滞納ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表 27の項・52の項・93の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

②法令上の根拠	番号法第19条第8号(こ基づく主務省を	3) 未定
①実施の有無	[実施する]]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	土木建築部建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務企画部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号	
Ī	用 不几	TEL:0973-22-8233 mail:koukai@city.hita.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先 土木建築部建築住宅課 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8218 mail:jutaku@city.hita.lg.jp					
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ.	[]適用した		
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和74	年11月10日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年11月10日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] で機関については、それぞれ	れ重点項目評価書	<選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	ステムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	₹(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通し	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ε]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[]人	手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	リティへの理解を深めている。 特定個人情報を含む書類は、1	国人情報の取扱いに関し、従事する職員への研修、並びにe-ラーニングの受講など、情報セキュ				
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全项	頁目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不4) 委託先における不正な侵5) 不正な提供・移転が行わ6) 情報提供ネットワークシス	るリスクへの対策 務に必要のない情報。 「正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策の かれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外 ステムを通じて不正な 滅失・毀損リスクへの	策 _{委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)} の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	番号連携サーバ―等のシステム を行っていないか定期に照会履		とができる職員を限定するともに、目的外の照会 している。			

変更箇所

変更日	項目	項目 変更前の記載 変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	新様式への移行				
令和7年11月10日	I −1−③システムの名称	1.住宅管理システム(Acrocity住民情報) 2.団体内統合利用番号連携サーバ 3.中間サーバ	1.公住マネージャー 2.総合収納管理システム(Acrocity住民情報) 3.団体内統合利用番号連携サーバ 4.中間サーバ	事前	令和8年12月から標準化システムでの運用を開始する予定のため